

| | |
|------------------|---|
| Title | 六条藤家関係歌書の伝来覚書 |
| Sub Title | Note on the transmission of poetic texts by the Rokujo To family |
| Author | 川上, 新一郎(Kawakami, Shinichiro) |
| Publisher | 慶應義塾大学藝文学会 |
| Publication year | 1989 |
| Jtitle | 藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.55, (1989. 3) ,p.179- 206 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 西村享教授退任記念論文集 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00550001-0179 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

六条藤家関係歌書の伝来覚書

川 上 新 一 郎

六条藤家は顕昭以後、御子左家に圧倒され急速に衰退し、中世においては南北朝期に断絶するまで和歌史の上では脇役に甘んずることとなった。このため、六条藤家の歌道家としての継承については史料が乏しく、明らかでない点が多い。

近時、佐々木孝浩氏が『兼仲卿記』裏文書の「妙意申状」の検討により、六条藤家内部における人麿影と里海庄の伝領過程を明らかにされ、大嘗会和歌詠進歌人の系譜と併せ、六条藤家（九条家を含む）の歌道家としての継承の実態を考察された¹⁾。これによって、六条藤家の歌道家の権威及び経済基盤にかかわる部分における継承過程はかなりの程度明確になったと思われるが、歌道家を支える実質ともいえる歌書、歌文書の伝領については、依然明らかでない点が多い。

宮内庁書陵部蔵本（私家集大成本）『散木奇譚集』に付載された奥書によると、顕昭の文書は弟子の印雅に譲与され、印雅は石清水別当幸清法印房（文暦二年へ一二三五）入滅、五九歳に譲り、幸清入滅後その子超清法印（嘉禎二年へ一二

三六〇入滅、三九歳が伝得したが、超清に両妻があり、相争つて散々になったという(2)が、その後の事は明らかでない。また、歌書類の奥書に中世の六条藤家歌人の名を見ることは知家を除けば稀で、後述する『続詞花和歌集』に九条隆教の名が見えるのは寧ろ例外に属する。一方、六条藤家の人々の著作に付されている奥書を見ると、現存本が中世のある一本から派生していたり、和歌史上さして著名でない人物の伝写により辛うじて今に伝えられたと考えられる場合がしばしばあり、その伝来過程が困難かつ密やかなものであったことがうかがわれる。六条藤家が歌道家として所有していた歌書伝書の類が一体どこに消え失せたのかは、大いに疑問とされるところである。近時、藤平泉氏「正応・永仁期の歌書書写活動について——善峯寺往生院における文学活動——」(『古典論叢』17 昭62・3)の如く、その点に示唆を与える論考も存するが、本稿は、その疑問に手がかりをつける目的で、六条藤家歌人の著作の伝来を、主として奥書によつて考えてみようとするものである。稿者の調査の不備と力不足から、覚書の集成となることを許されたい。

六条修理大夫集

頭季の家集『六条修理大夫集』の諸本については、かつて述べたことがあるが(3)、鎌倉期書写の古写本である大東急記念文庫蔵本と、定家様の古写本の臨写本である京都大学付属図書館蔵本が、共に伝来にかかわる奥書を有しないのを除くと、その他ほとんどの諸本は同一の奥書を持っており、本書の流布がその奥書を持つ一本に負うところが大きいことを示している。その奥書から必要部分を抄出して示すと以下の如くである。

本云

治承四年九月二十八日書写了

建長五年正月五日以藤三位本書写校合了

文明二年五月於秩父壘土陣下書写之早、仍校合了

入作撰集不見家集哥、追私書之(以下中略)

此本自或方尋出令書写、雖然事外荒本也、以他本遂校合者也

中大夫平朝臣(4)

この中、建長五年(一一五三)奥書中の「藤三位」については、既に福田秀一氏『中世和歌史の研究』(一一八―三一頁)が「九条」知家であらう」とされ、更に『兼澄集』等にも治承四年(一一八〇)、建長五年の組み合せの同類の奥書を有する伝本があることを指摘されている。知家は中世の六条藤家歌人の中では唯一歌書類の奥書に頻繁に名が見える人物で、この「藤三位」も他の奥書との比較で、知家と断定して差し支えないと思われる。また、福田氏は奥書の比較検討から、建長五年奥書の筆者が、書陵部蔵『九条右丞相集』奥書に見える日孝(伝未詳)である可能性を示唆され、藤平氏前掲論文も日孝に注目されている。次いで文明二年(一四七〇)五月に「秩父壘土陣下」で書写した人物がおり、「入作撰集不見家集哥」の列举に続いて、「中大夫平朝臣」の奥書がある。当然ながら文明二年奥書を書いた人物と「中大夫平朝臣」とは別人と考えられる。注目すべきは、文明二年の書写が関東で行なわれていることで、現行本はこの書写で辛うじて伝存したとも言いうる(5)。

また、最後の奥書の人物「中大夫平朝臣」については「中大夫」は従四位下のことで、余りに漠然としており、確定できないが、一人候補を挙げるならば、三浦道寸(義同)であろう。『弘文荘名家真蹟図録』(『弘文荘待賈古書目』43昭47・6)に三浦道寸自筆の『古今和歌集』が掲載されており、次の奥書がある。

以_二平常縁自筆本_一不_レ遠_二／＼一字_一書寫了
中大夫平朝臣義同(花押)

花押は正しく道寸のものと認められる。道寸は相模三浦領主、高行の子、北条早雲に包囲され、永正十三年(一五一六)七月十一日相模新井城で子息義意とともに自尽した武将であるが、和歌にもたしなみがあり、古今集の深秘を東常縁に受けた他、四位少将兼陸奥守を望んで足利成氏に「老のやみよるよる思ひつづくれば六十の関もなかなばなりけり」(和歌本文に異伝あり)の歌を送ってかなえられたという(『大日本史料』第九編之六、永正十三年七月十一日条、『野史』卷一二八)。

道寸の和歌事蹟は知られるものが乏しいが、道寸筆と伝える歌書や古筆切が存在しており(6)、『六条修理大夫集』奥書の「中大夫平朝臣」もあるいはという気がする。一説として挙げ、後考を俟つ。

頸輔集

『頸輔集』のほとんど全ての諸本には次のような奥書がある。

寛元四年十一月九日借_二請九条三位_一知家本_一自_二午時_一至_二申終_一書写_二馳_レ筆了、狼藉以難_二見_一解_二敷_一

故字一隠真観(7)

これによって、『六条修理大夫集』と同じく知家本に発していることがうかがわれ、その真観転写本が流布のもとになっていることがわかる。また、この真観奥書以外には、伝来にかかわる古い奥書は諸本には見られず、真観以後の伝

来については明らかでない。

なお、真観の署名の肩書「故字一隱」は諸本いずれも不分明な字体で、「故字」が「不学」、「一」が「門」、「隱」が「院」のように見えるものがあり、意がとり難い。この点については、書陵部蔵『能因集』の奥書に、

寛元四年十二月三日以三九条入道三位本三淨信書之

南無地藏菩薩 離苦得樂

不学門隱御名

とあり(8)、更に、書陵部蔵『帥中納言俊忠集』に、

寛元四年十二月廿日、書写了、交了

於三灯下一交了

南無地藏菩薩
離苦得樂

桑門隱真観

とある(9)ことから、両者を比較して、『図書寮典籍解題文学篇』(昭23刊、九四頁)、福田氏前掲書(一四三頁)等において『能因集』奥書の「不学門隱」は『帥中納言俊忠集』の「桑門隱」の誤りとされたのを本集にも及ぼして、「故字一隱」も「桑門隱」の誤りと見てよいと思われる(10)。

清輔朝臣集

『清輔朝臣集』の伝本は多いが、古写本はほとんどなく、伝来にかかわる古い奥書も稀である。僅かに尊経閣文庫蔵

の十市遠忠筆本に次のような享祿三年(一五三〇)の奥書が見えるが、これもこの本のみの奥書であり、伝来に必要な位置を占めるものとは言い難い(11)。

右以_ニ或本_ニ此一帖書写、同一校了

于_レ時享祿三年二月十一日 遠忠

十市遠忠(天文十四年へ一五四五)没、四九歳)は多くの歌書を書写しており、特に六条藤家の歌書と関係が深い訳ではない。

その他は近世の奥書ばかりで、元祿十二年版本以前の年紀を持つものも稀である。

左に天理図書館蔵(九一、二三一—一九三)伝契沖筆本の奥書を示すに留める(12)。

元祿十一年六月四日 神通乗教沙門契沖

大宰大貳重家集

本集には尊経閣文庫と慶応義塾図書館に上下冊が分蔵されている著名な古写本があり、諸家の考察が加えられているので(13)、多くは省略に従うが、既に指摘されているように、本集は治承二年(一一七八)七月三日に重家自撰本が守覚法親王に奉られ、現存本はその転写本であろうと考えられる。下帖に当る慶応本が久我家旧蔵本であり、かつ久我通親または久我通具筆と極められている(上帖は中院通成筆と極められる)ことより、伝承筆者は信じ難いとしても、六条藤家と通親、通具との近い関係を考えてと、その伝来はほぼ明らかであるが、この古写本以外には流布は極めて稀であ

ったようである。仁和寺宮守覚法親王の蔵書目録かとされる『古蹟歌書目録』⁽¹⁴⁾に「重家卿(集)」と見えて以後、前述の足利義尚の和歌打聞撰集の際の『打聞記』文明十五年(一四八三)八月十四日条に「重家卿集寺」と見える以外存在が確認されず、『夫木和歌抄』等にも用いられていない。その後は国会図書館蔵本(小諸文庫、岡田希雄氏旧蔵)が江戸後期に書写されるまで全く不明である⁽¹⁵⁾。

なお、『季経三位入道集』については伝来は何ら知られる所がないので省略する。

和歌初学抄

『和歌初学抄』の伝本については、かつて述べたことがあるが⁽¹⁶⁾、その数が比較的少ない割に、本文の異同が大きく、かつ奥書も複雑で、かなり転々と書写されたことがうかがわれる。六条藤家関係著作の中、家集、撰集、注釈書、難解な歌学書といった著作があまり広く書写されていないのに対し、『和歌初学抄』『和歌一字抄』のように、詠歌の実用書として用いることが可能な著作は、比較的書写されることが多かったようである。この辺りにも中世における六条藤家の衰退ぶりと、歌人達の六条藤家関係著作を見る目がうかがえる。

書目類に当たると、『和歌現在書目録』(統群書類従卷四七〇所収)『私所持和哥草子目録(冷泉家蔵草子目録)』⁽¹⁷⁾『禁裡御蔵書目録』⁽¹⁸⁾にいずれもその名を見ることが出来る他、『和歌色葉』『八雲御抄』『代集』にも見える。

まず、旧稿のくり返しになるが、諸本の分類を掲げ、次いで旧稿の補訂をしながら伝来を考察することとする。

I 類本

a (1) 天理図書館蔵伝藤原為家筆本、同蔵伝二条為氏筆本(天理図書館善本叢書)『平安時代歌論集』影印)、中央大学図書館

藏伝藤原為家筆本

(ロ) 国会図書館蔵本、彰考館蔵本

b 彰考館蔵金森本、書陵部蔵待需抄本

c (イ) 書陵部蔵谷森本、書陵部蔵梶井宮本

(ロ) 松平文庫蔵本、祐徳稻荷神社蔵本

II 類本

a 書陵部蔵伝藤原為家筆臨模本(日本歌学大系底本)

b (イ) 鶴見大学蔵本

(ロ) 寛文二年版本、祐徳稻荷神社蔵一本

最初に、旧稿の訂正をさせて頂くと、II類本aに分類した宮内庁書陵部蔵(五〇一―七八)本について、弘長二年(一二六二)六月の融覚(為家)の奥書と花押の記載内容に關しては事実と認めながら、書体の不審から「果して真蹟の為家筆本から直接臨写したものでどうか疑問が残る。」とした点は、冷泉家から為家筆本が発見され、昭和六十年三月重文指定の際公表された奥書部分の写真を見る限り⁽⁹⁾、書陵部蔵本と字配りが一致し、臨写の底本であることは間違いない、無用の危惧であった。

さて、本書の伝来については、叙述の便宜によりII類本から行なうと、bに属する諸本は奥書がなく、伝来をたどる方法がないが、aは冷泉家蔵の為家筆本に発していることが明らかである。書陵部蔵本はその臨模本で、旧稿で言及した叡山文庫蔵本(未見)も転写本であろう。また、近時入手した家蔵本もこの系統の転写本であるので旧稿の補遺も兼ね

て次に紹介する。

家蔵本

〔江戸末明治初〕写

一冊

袋綴。打曇表紙（二七・一×一九・七糎）、左肩打付書「倭詞初学抄」。料紙、楮紙。墨付、一三四丁、遊紙、後一丁。字面高さ、約二三・〇糎。每半葉六〇九行書。一オに「和詞初学抄」として目録を記し、一ウに再び内題「和詞初学抄」として、序につづいて本文に入る。尾題「初学抄」清輔朝臣撰。奥書は、一三三ウから一三四オにかけて散らし書きされ、

弘長二年六月／求出更校合、／年来証本／被_レ借失_二了、_レ仍以_二或本_一所_二中写_二也

六旬余比丘／融覚／（花押似書）

と書陵部蔵本と同様であるが、更に一三四ウに、本書独自の奥書として、

此抄以_二為滿朝臣家伝之正本_一／被_レ写_二留之_一、右奥書并名字／判形等依_二勅定_一模_二写之_一、最為_二証本_一者也

慶長六年孟冬八日

桑門素然

とある。

印記は巻頭に「聖護／院蔵／書記」（朱丸印）。

本伝本は素然（中院通勝）筆本の新写本であり、書陵部蔵本に比べて行数も異なり、原本の傍を失っているが、比較的

丁寧な写しで、奥書は散らし書きを守っており、旧体の仮名も若干残している。朱合点、藍の出典注記、若干の書入を有し、これらは書陵部蔵本にはない。

奥書の「為満朝臣」は冷泉為満(元和五年(一六一九)薨、六一歳)であるから、「為満朝臣家伝之正本」は冷泉家現蔵の為家筆本をさすと思われる、素然が慶長六年(一六〇〇)勅定(後陽成天皇)によって書写したのは、書陵部蔵臨模本の作成より遡ることになる。

このようにⅡ類本の伝来が為家筆本を中心として単純であるのに比し、Ⅰ類本は複雑である。旧稿に記した長大な奥書をここに再記するのは、紙面を費しすぎるので、幸いこれも近時入手した家蔵の〔文化文政〕写本がⅠ類本bに属するので、奥書には誤字もあるが、紹介して奥書の再記に代えることとする。

家蔵一本

〔文化文政〕金田慶次写

一冊

大和綴。茶色地麻葉文様表紙(二・五×一六・七糎)、左肩打付書「清輔朝臣／和歌初学抄」。見返、表紙と同文様。料紙、雁皮紙。墨付、六七丁、遊紙、前後各二丁。字面高さ、約一七・一糎。每半葉一三行書。一ウに内題「和詞初学抄」とし、序文の後に目録があり、二オより本文に入る。

奥書は、六六ウと六七オに

A 嘉応元年七月日

依_三殿下仰_二抄_二出_之

右大臣在_三御判_一

〔付箋〕高倉院 從_ニ嘉応元巳丑_一至_ニ文化四丁卯_一六百三十九年ニ成(朱別筆)

B 清輔朝臣依_レ撰政命_二所_二抄書_一也、即彼朝臣之_レ自筆本也、此書於_二和歌之道_一尤為_二要領_一、深_レ秘_二窓中_一莫_レ出_二閨外_一、
努_レく

C 以_二清輔朝臣自筆本_一終_二書功_一遂_二校点_一早、又_レ万葉哥等不審詞者勘_二彼集_一令_レ散_二蒙而已_一

建長七年八月三日_レ朝議大夫源朝臣_{在判}

本云

C' 正嘉元年五月十九日重以_二正本_一校合早_レ

D 于_レ時文明六年七月日 書_二写之_一

E 此和歌初学集者伏見院式部卿親王之真筆、親王者前_レ鷹司台閣信房公法名後法音院殿母公之伯父、而法音_レ院者藤
尼禪師之先考也、是故此書属_レ于_二禪師_一云々、今_レ寄_二附当庵_一以為_二法物_一者也

正徳癸巳十月廿七日 卍山老衲手書

F 右冊者洛東山鷹峯源光庵之什物也_レ茲年文化四_{丁卯}年余詣_レ洛幸蒙_二源光庵方_一丈之憐許_一而写_レ之、雖_レ殊_レ而將親王
自筆之本_レ終_二書功_一以_レ貽_二子孫_一者也、憶多_二差誤_一矣、追而_レ可_二校合_一云々、五月下旬 小原守敬謹拜写

とある(叙述の都合上、奥書にAとFの記号を付した)。印記、卷頭卷末に「滋岡庫」(朱楮田印)。

また、前の遊紙オに朱別筆で、

此筆跡者文政代まで当社地_レ支配人山家屋又兵衛下にて召仕_レ居り候物書役_レ金田慶次と申者也

と書入がある。文化四年の奥書は書写奥書と見て差支えないかの如くであるが、朱書入によれば、本書は金田慶次なる者の筆跡ということであり②、「小原守敬」と「金田慶次」とが異名同人とも思えないので、一応本書は文化四年書写本の転写本としておく。

本書は本文を調査すると前述の分類によるI類本bに属し、彰考館蔵金森本と同系統である。同系統に属する書陵部蔵待需抄本は抄出本であるから、ここに完本一本を加えることになる。

さて、ここでI類本の伝来について考えたい。旧稿で触れた点もあるが奥書の順に検討する③。

まず、A奥書はI類本共通のものであり、奥書部分が補写で、その内容も疑わしい天理図書館蔵伝藤原為家筆本と抄出本である書陵部蔵待需抄本、同蔵梶井宮本を除くI類本諸本に存する。久曾神昇氏の指摘されるように「殿下」は藤原基房と思われ、また家蔵一本ではA奥書に属するかに見える「右大臣在御判」は他の諸本によれば、本来B奥書に属すと考えられ、「右大臣」は藤原兼実と思われる。AB両奥書によって『和歌初学抄』の現存本(厳密に言えばI類本)の祖は、嘉応元年(一一六九)に基房の仰せにより清輔が「抄出」して成立したことになる。この「抄出」を文字通り既にある自著より抜き出したと解するか、編纂の意にとるかが解釈の分かれる所であるが、ここではその点は保留して現存I類本の祖成立としておきたい。

次のB奥書になると、A奥書を有する諸本の中、c(回)に属する松平文庫蔵本と祐徳稻荷神社蔵本の二本はこれを持たず別の奥書になる④。このB奥書は『和歌初学抄』に対する兼実の見解を示すとともに、基房本から兼実本が生じたことを示している。

この兼実本はC'奥書により朝議大夫(諫議大夫とする伝本もある)源朝臣により建長七年(一二五五)に書写校合さ

れ、翌々正嘉元年(一二五七)に重ねて校合されている。「朝議大夫源朝臣」は源親行である²³)。

B 奥書までを有したI類本六本の中、a (i)中央大学図書館蔵伝藤原為家筆本はC 奥書以下がなく、別の奥書となり、また、c (i)書陵部蔵谷森本はC' 奥書を欠き、以下別の奥書となる²⁴)。

さて、この源親行書写校合本は、親行がC 奥書で「万葉哥等不審詞者勘_レ彼集_レ令_レ散_レ蒙而已」と言い、C' 奥書で「重以_三正本_二校合早」と述べている事から、親行によって校訂が行なわれ、本文が変化しているのではないかという危惧が生ずるが、親行のC' 奥書を持つ天理図書館蔵伝二条為氏筆本が、それを持たないI類本a (i)の他の古写二本と本文的に極めて近いことを考えると、C' 奥書の時点で親行が本文に大きく手を加えたとは考えられず、書写年代の古さとも相俟つてa (i)の古写本群は清輔自筆本の傍をかなり留めていると考えてよいであろう。更に言えば同じくC' 奥書を有するa (ii)の二本も本文に関して古態をかなり保っていることになる。

しかしながらI類本aと同じく親行のC' 奥書を有しながら、I類本bに属する彰考館蔵金森本と家蔵一本は旧稿で述べたように、I類本aの諸本と本文にかなりの隔りがある。書写年代の点で鎌倉期の古写本を三本も有するaが比較的新しい写本しかないbより優位であるのは論を俟たないが、a (ii)の二本がa (i)を底本にbを対校して成立したものであることから、bもaに対立する系統本として、ある時期から存在していたことも事実である。

この点に関して注目されるのがa (ii)国会図書館蔵本に存する次の奥書である²⁵)。

右写本以_三古筆_二終_レ書_レ之一校早、其後以_三伏見殿 親王之御真翰本_二令_二校合_二異本_ト腋_二書_レ之、落字同書入訖

正保五曆 正月 中八終

ここに見えている「伏見殿 親王之御真翰本」が、a (ロ)系統二本に異本校合されているb系統本ではないかと考えられてくるのである²⁶⁾。更にこれを家蔵一本の独自の奥書であるD以下の中のE奥書と考え合せると、その推測が裏付けられるようである。E奥書は正徳癸巳年(一七一四)卍山道白の誌すものであるが²⁷⁾、「伏見院式部卿親王」は伏見宮第五世、邦高親王(享祿五年へ一五三二)入滅、七七歳と考えられる。後法音院鷹司信房(明暦三年へ一六五七)薨、九三歳の母は伏見宮第六世貞敦親王女であり、貞敦親王は邦高親王の子であるから、正しくは邦高親王は鷹司信房の「母公之伯父」ではなく「母公之祖父」でなければならぬが、「式部卿親王」という呼び方から見て、邦高親王として誤らないであろう。従つて国会図書館蔵本奥書に言う「伏見殿 親王之御真翰本」も同じ邦高親王筆本をさしていると考えられる。

また、同じb系統本である彰考館蔵金森本はその奥書に「後柏原院以^(ママ)三震筆一書三写之、校合了」とあるので、後柏原院宸筆本と称する本によつていられると思われ。後柏原院(大永六年へ一五二六)崩、六三歳は邦高親王と同時代で、共に和歌を好まれている。

これらを勘案すると、細部に問題は種々あるが、室町時代後期にI類本b系統の本文を有する伝本が行われており、邦高親王や後柏原院筆と伝える写本があつたことはほぼ確実と思われ。

このように同じ源親行の奥書を有しながら、おそらくその後の伝流の過程で本文がa系統本から離れたと思われる伝本として他にc (イ)の書陵部蔵谷森本もある。該本はC奥書は存するがC'奥書はなく、次のような甘露寺親長(明応九年へ一五〇〇)薨、七七歳)の奥書がある。

写本

文明九年三月十五日以_三右奥書已下兩三本_二令_一書寫_二訖、猶不審事等在_レ之

按察使藤原 親長

次いで、明応三年（一四九四）九月二十七日に書寫した旨の某僧の奥書がある。

このうち、親長の書寫の事實は『親長卿記』によっても裏付けられる⁽²⁸⁾。本文がI類本a系統本ともb系統本とも異なっているのは、親長が「右奥書已下兩三本」で書寫し、本文が混態化したためであろうか。

以上、奥書によって『和歌初学抄』の伝来を追って来たが、奥書中に「校合」の文字が頻りと見えるのも本書の特色である。本書はもともと清輔の原本が一つではなかったかもしれない上、手を加えやすい性格もあるので、諸本の異同も大きく、また「校合」をくり返したことも諸本の関係を複雑にしたものと思われる。

袋草紙

『袋草紙』は『私所持和哥草子目録』『和歌色葉』『代集』に見え、かつて指摘したように⁽²⁹⁾、『禁裡御藏書目録』に「清輔朝臣_{秘抄} _{後拾遺院} _{（冊）} _{宸筆} 一」と見えるのも『袋草紙』かと思われる。また芳賀幸四郎氏前掲書（二三〇頁）に指摘するように、『実隆公記』に自家の本を貸与する記事がしばしば見える⁽³⁰⁾等、決して流布稀であったとも思われぬが、現存本で見る限り、上巻は奥書まで同一の一系統、下巻も陽明文庫蔵本を除くと、巻末の落丁まで同一の一系統といかにも伝来の乏しさをうかがわせる所がある。

奥書については、小沢正夫・後藤重郎・島津忠夫・樋口芳麻呂四氏『袋草紙注釈』下巻（昭51刊）解題第四章諸本の項

(後藤重郎氏執筆)に一括して共通部分が掲げられている他、第三章成立の項(樋口芳麻呂氏執筆)でその成立に関わる部分に考察が加えられており、今それにつけ加えるものがないが、上巻奥書の中、伝来に関わる後半部分のみを次に挙げてみる。

永仁四年九月廿五日書_ニ写_之之_一ノ 執筆中臣在判

觀_レ応三年_{壬辰}於_{茅屋}ニ終_ニ書_功了_之、雖_レ為_ニ字_業ノ之妨_レ可_レ備_ニ讀_之因_ニ云_ノノ 執筆長坂

文字散々之間頗難_レ備_ニ証_本、僻字多々有_レ之ノ必_ス可_レ校_ニ他_本ニ者也

自_ニ中書_ニ相渡_了ス

為_旨

雖_レ為_ニ他家之本_ニ尚_可レ秘_レ之_ヲ

于時慶安元年戊子初秋上旬於武州江府ノ書写之訖

清尋

(貞享二年版本による。返点、送仮名原本のまま)

後藤氏が述べられているように、このうち、永仁四年(一二九六)奥書までが諸本共通で、觀応三年(一三三二)奥書より「雖_レ為_ニ他家之本_ニ尚_可レ秘_レ之_ヲ」まではある本とない本があり、慶安元年(一六四八)奥書は版本独自のものである。

このように上巻には成立にかかわるものも含めて幾つもの奥書があるが、奥書にあらわれる「執筆中臣在判」「執筆長坂」「為_旨」「清尋」も含めて)がいずれも伝未詳の人物であるため、その伝来を明らかにすることが出来ない(31)。

一方、下巻も流布本は末尾欠のため伝来を知る奥書がなく、異本である陽明文庫蔵本はその奥書に、

嘉吉第二載南呂十五日以_ニ覺空僧都本_ニ磨_レ之畢_ノノ 歌林傳散藤原朝臣易直

とあるものの、「覚空僧都」「藤原朝臣易直」共に知られるところがなく(32)、現行本が和歌史上無名の人々の手によって書写伝来しているという点では、上下巻共通の点がある。

元来『袋草紙』は歌会や歌合の際の作法を説く等、実用性も有する著作ではあるが、同じ清輔の『和歌初学抄』や『和歌一字抄』に比べると、かなり難解かつ専門的であり、実用性にも限界がある。これが、書写頻度が他の二書に比して低い原因となっているのかもしれない。

なお、その実用性に関連して『袋草紙』の伝来(というよりむしろ享受)に関して興味深い指摘がされている。それは、夙に井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 南北朝期』(昭40刊、改訂新版昭62刊、七一―三、八八五、九二四―五頁)の紹介があり、近時、川平ひとし氏「定家著『和歌書様』『和歌会次第』について―付・本文翻刻―」(『跡見学園女子大学紀要』21昭63・3)に解題翻刻された『和歌愚僻抄』の存在である。

井上・川平両氏によれば『和歌愚僻抄』の前半は定家作とされる『下官集』並びに『和歌書様』であり、後半は「和歌会作法」と題して清輔の『袋草紙』上巻の冒頭より「探題(探)和歌」の項までをそっくり収めたものである(33)。現在三本の存在が確認されているが、冷泉為相の手を経ていることが奥書から明らかであり、川平氏は『袋草紙』の一部の付載を含めて、この書全体が定家の関与した書である可能性を考慮されている。川平氏は前掲論文注(15)で、

巻末に見える

本云

治承二年五月八日書之

は注意される(三康図書館本では『袋草紙』抄出の直後「一或記云」の直前に在り、高松宮本では「或記云」の後に

位置し、かつ線に依り抹消されている。治承二年は定家一七歳、愚僻抄の一連のテキストが定家の手を経ているとすれば、青年期定家の所為ということになり、興趣は増す。(申略)ただし右の奥書を定家じしんの書写奥書であると即座に断じえない。定家以前に存した本奥書ともたれよう。俊成没後の成立と考えざるをえない「下官集」に合写されていること、更に奥書の表示に(右記の如く)不安定な点が見られることを考慮して、本抄の成立時期については存疑としておきたい。

と述べておられる。稿者も川平氏の見解に異論はなく、蛇足を加えさせていただと、治承二年(一一七八)の奥書が何らかの意味を持つとすれば、治承二年は定家十七歳であるとともに、清輔の没した翌年である。少なくともその時点で、定家が『袋草紙』の冒頭を丸取りした部分を含む一書を編むとは到底考えられず、例え遙か後年でも意識的に一書とすることは考えにくいように思われる。定家の関与を考えるならば、『下官集』や『和歌書様』の末尾に参考のため『袋草紙』の関連部分を書き付けておいたものが、後に為相等の手により一伝書にされてしまった可能性を考え得るくらいではなからうか。

従って『和歌愚僻抄』の中、『袋草紙』からの転用部分が定家の手を経ているか否かは慎重な検討の要があるかと思われる(34)。

奥義抄

『奥義抄』は『和歌現在書目録』『古蹟歌書目録』『私所持和歌草子目録』『禁裡御蔵書目録』『和歌色葉』『八雲御抄』『代集』等大抵の歌書目録に見えているが、古写零本三本は存するものの(35)、芳賀氏前掲書にも室町後期における本書

の書写記録は挙げられておらず、現存伝本も多いとは言えない。

奥書の上では、慶安五年版本と久曾神昇氏蔵九条家旧蔵本(日本歌学大系底本)に

(ナシ九)

本云

正和五年応鐘^{ナシ}廿七以^版清輔朝臣自筆中之本^{ナシ}書写比較

とあるが、何人のもか明らかでない。

また、大東急記念文庫蔵(三三一―一七一―一五七)本(下巻余欠)には、それぞれ、

寛正壬午季仲夏中四 賢盛書(第一冊末)

寛正壬午季夏念四 賢盛書(第二冊末)

本云

建仁元年九月三日書写訖

以^{ナシ}証本^{ナシ}遂^{ナシ}書写之功^{ナシ}一^{ナシ}早

寛正第三曆初秋中八日 平賢盛(第三冊末)

とあり、寛正三年(一四六二)平(杉盛)賢盛書写本であるが、これも孤立した書写である。また、建仁元年(一一〇一)奥書も、何人のもか明らかでない。

この他、独立の伝本ではないが、久曾神昇氏が『日本歌学大系』第壹卷(初版昭15刊、新版昭32刊)解題で紹介された賀茂別雷神社三手文庫蔵慶安五年版本(哥―陸―二九五)には、校合された伝本の奥書を有し、末尾に元禄十一年(一六

九八)今井似閑の自筆校合奥書がある(更に賀茂季鷹自筆の頭書入もある)。これと同様の奥書を持つ独立の伝本は今のところ管見に入らない。奥書は次の通りである(36)。

承安第三之曆孟夏上旬之比書寫了、秘書本云／本云○於本此灌頂卷不者德敷和哥肝心目足也、／非灌頂之人不者德敷輒可不聞德敷件

灌頂撰レ器量及年薦可授レ之

又云、此文ハ以三位大夫本ニ書ル本ニテ書寫ノ之秘藏本歟者

予雖不入ニ此道ニ累代相伝証本也ノ 参議在豊

文明九年十二月日於三坂本一勘ニ得之ニ早、故菅長者ノ在豊卿累代之本之由加ニ筆跡一、尤可秘ノ々々、 関白一位御判

此三帖以三松永貞徳翁自筆本一校早□抹消カ／恨誤繁多焉

于レ時元禄十一孟夏上旬 洛東隠士

久曾神氏が指摘されるように、「於ニ此灌頂卷一」以下「可レ慎レ々々者」までは慶安五年版本や日本歌学大系本では下巻末、灌頂巻の前にあり、おそらく清輔の自記であろう。又、同じく久曾神氏によれば、「在豊」は菅原(唐橋)在豊(寛正五年へ一四六四)薨、七四歳、文明九年(一四七七)奥書の「関白一位」は九条政基(当時三三歳)で、在豊が「予雖不入ニ此道一」と述べているように共に和歌事蹟の余り見えない人々である。

その他、承安三年(一一七三)奥書は六条藤家の誰か(たとえば重家)の可能性があり、「三位大夫本」も六条藤家の誰かとすれば、顕家辺りかもしれぬが、これは可能性だけで何ら根拠のあるものではない。

また、『奥義抄』下積の古今集注釈部分を単行した伝本があり、津守国夏(正平八年へ一三五三)薨、六五歳)の名を

冠する伝本もあるが、その理由は不明である(37)。

和歌一字抄

『和歌一字抄』の場合、所謂原撰本や中間本には伝来を示す奥書がなく、後人の追記抄入がある所謂増補本に奥書が多く付されている。それらの奥書は丹鶴叢書本、『日本歌学大系』別巻七(昭61刊)解題(久曾神昇氏執筆)、『新編国歌大観』第五卷(昭62刊)解題(井上宗雄・西村加代子氏執筆)に見ることが出来るが、室町期から江戸初期にかけての書写が多く確認され、芳賀氏前掲書(二三三頁)にも『親長卿記』『実隆公記』に書写の記事がある旨の指摘がある。

先にも述べたように、本書は全くの実用書であるから、六条藤家歌学といった認識とは別の次元でしばしば書写されたといえよう。

本書については調査不十分であり、また、調査を進めている方がある旨仄聞していることもあり、本稿では省略に従うこととする。

続詞花和歌集

本書は『和歌現在書目録』『古蹟歌書目録』『私所持和歌草子目録』『和歌色葉』『八雲御抄』『代集』に見えているが、現存本のほとんどに、

以二九条三位隆教本撰者自筆一書写校合畢

の奥書があり、これが現存本の祖本とみられる。九条隆教(正平三年へ一三四八)薨、八〇歳)は知家の曾孫に当り、前述佐々木孝浩氏の発表によれば、人麿影、里海庄を共に伝えられ、更に大嘗会和歌も詠進しており、六条藤家(九条家)の継承者であるが、歌書の奥書に見る限り、中世の六条藤家歌人の名を見ることは知家を例外として、それ以後は稀であり本書に隆教の名を見るのはその珍しい例に当る。

なお、現在非公開の田中穰氏蔵本(重文)も同様の奥書を有すると思われる(38)。

本稿はなお清輔本古今集、顕昭の著作等にも及ぶべきであるが、既に紙数を超過しており、ここで筆を擱くことにする。清輔本古今集については別稿「清輔本古今集を披見した人々——江戸後期伝来覚書——」(『三田国文』10 昭63・12)を用意し、また、顕昭の著作については拙稿「顕昭著作考(一)(二)」(『斯道文庫論集』21、22 昭60・3、昭63・3)に扱ったものは伝来についても触れるところがある。その他『袖中抄』『顕昭陳状』等については後考を期すこととする。

〔注〕

- (1) 佐々木孝浩氏「六条藤家から九条家へ——人麿影と大嘗会和歌——」(和歌文学会例会口頭発表、昭62・12・19、於慶応大学)。
(2) 拙稿「顕昭略年譜」(『三田国文』3、昭60・3)で言及したことがある。私家集大成本により、奥書の該当部分を次に掲げる。私に返点を付した。

宝治元年九月廿七日於ニ証本ニ而書写訖、此本者故顕昭法橋自筆云々、片仮名横切一帖厚双紙也、披閱之間、依有煩書ニ分三帖了、彼顕昭文書等讀ニ与弟子印雅、々々同宿故幸清法印房修焉之時、印雅讀ニ幸清、々々入滅之後故超清法印伝得、超清持ニ向妻ニ之間、彼是相争散々云々、不慮之外伝ニ備件本ニ書写了、但日々無ニ余暇、夜々励ニ筆功、仍筆跡狼藉可ニ察ニ
老眼一也

六句有余翁 在判

- 「六旬有余翁」を福田秀一氏『中世和歌史の研究』（昭47刊、一三二頁）は、「或いは知家か」とされている。
- なお、『散木奇歌集』を例外として、顕昭の手を経た歌書類は、ほとんど知家以下の九条家の人々の手に渡らなかつたのではないかと思われる節がある。その一方、顕昭は清輔所持の歌書、伝書の一部しか見ていないように思われる。
- (3) 拙稿「『六条修理大夫集』考」（『斯道文庫論集』20、昭59・3）。
- (4) 神宮文庫蔵（三二一〇六八）本により、私に読点、返点を付す。
- (5) もっとも、この後まもなく、文明十五年（一四八三）の足利義尚の和歌打聞の撰集作業では、「顕季卿集」から歌を撰んでおり（『大日本史料』第八編之十五、文明十五年二月一日条所引〔打聞記十輪院内府記〕同年八月十六日条）、東国にしか『六条修理大夫集』がなかつたわけではない。
- (6) 例えば『弘文荘待賈古書目』28（昭31・12）に道寸筆と伝える『拾遺和歌集』残巻が見え、伊井春樹・高田信敬両氏編『古筆切提要』（昭59刊）には道寸筆と伝える『続古今集』『新続古今集』の切が登載されている。
- (7) 書陵部蔵（二五〇一七四〇）本（私家集大成、新編国歌大観底本）による。
- (8) 川村晃生氏『能因法師集・玄々集とその研究』（昭54刊）による。
- (9) 私家集大成本による。
- (10) 書陵部蔵本は本文共特異な字体であるが、手鑑『世々の友』所載伝光俊筆顕輔集切と比べるとその臨写本かと思われる。
- (11) 『清輔朝臣集』の伝本については、福崎春雄氏「藤原清輔朝臣集について——伝本を中心にして——」（『和歌文学研究』31昭49・6）、十市遠忠については、井上宗雄氏「十市遠忠について」（『国文学言語と文芸』50、昭42・1）、同氏『中世歌壇史の研究 室町後期』（昭47刊、改訂新版昭62刊）参照。
- (12) 契沖自筆と称し、筆跡もやや似ているが、転写本である。西村兼文、青木信寅旧蔵。
- (13) 『慶応義塾図書館蔵和漢書善本解題』（阿部隆一氏執筆、昭33刊）、谷山茂・樋口芳麻呂両氏編『中古私家集二』解題（古典文庫188、昭38刊）等。他に国会図書館蔵本による岡田希雄氏「藤原重家集解説」（『芸文』昭2・1〜2）が詳しい。
- (14) 太田晶二郎氏「『桑華書志』所載『古蹟歌書目録』」（『日本学士院紀要』12の3、昭29・11）による。
- (15) その他、古典文庫の解題に「紅梅文庫旧蔵の新写百家集の目録にも重家集の名が見えるので、重家集の転写本は他にも若干あつたかと思われる。」と述べられている。

(16) 拙稿『和歌初学抄』伝本考(『斯道文庫論集』19、昭58・3)。

(17) 片桐洋一氏「冷泉家蔵草子目録について」(『和歌史研究会会報』8、昭37・12)及び「冷泉家蔵草子目録」補正(同11、昭38・11)参照。奥書に「以三文保之比筆跡」写留了 左金吾藤(花押)とあるという。

(18) 大東急善本叢刊『書目集一』(昭52刊)所収。末尾に「右官本万治四年正月十五日禁中炎上之時焼亡云々」とある。

(19) 『京都新聞』昭60・3・26朝刊所載。

(20) 「滋岡庫」の蔵書印は渡辺守邦・島原泰雄両氏編『蔵書印提要』(昭60刊)によれば「滋岡家(天満宮社家)」の印とされているので、朱書入に言う「当社」とは大坂天満宮をさすと見られ、金田慶次なる者はその支配人に仕える人物ということになる。

(21) 以下に述べる奥書の人物比定、解釈は久曾神昇氏の『日本歌学大系』第貳卷(昭15刊、新版昭31刊)並びに『平安時代歌論集』(昭52刊)の解題による所が多い。

(22) 該二本はA奥書の次が以下のようになっている。

建曆三年十月一日書之畢 清輔朝臣撰之也

件本以三正本一治承四年書写云、大蔵卿有家本也

同日以三松殿本一合点校合之 清輔朝臣自筆也

件本正本也

つまり治承四年(一一八〇)に正本をもって書写した「大蔵卿有家本」を建曆三年(一一二一)十月一日に転写し、翌二日「松殿本」で校合したことになる。「松殿」は藤原基房であるから、基房が所持する清輔自筆本とは、嘉応元年に清輔が抄出し奉ったその本に外ならない。また該写本は初めにA奥書を有するのであるから、「大蔵卿有家本」もその系統の本である筈である。従って、建曆三年に書写校合された本は、清輔が基房に奉った自筆本と大きな異同はなかった筈である。しかるに、かつて述べたように、c(回)系統本にはa、b両系統本と比較してかなり本文に異同が認められる。これは『和歌初学抄』が伝来の間に誤写、錯簡とは質の異なる本文転訛をおこなっている事をうかがわせると言えよう。

(23) 厳密に言えば、C奥書がC奥書と同じく源親行のものとは断定できないことになるが、内容から考えて、まず間違いあるまい。

(24) B 奥書に続く中央大学蔵本の奥書は旧稿に掲げたので、くり返さないが、兼実の孫安祥寺権僧正良瑜の奥書があり、兼実—良輔—良瑜と子、孫と相伝した本を俊瑜(伝未詳)に書写せしめる旨の加証がある。これにより、B 奥書の「右大臣」を兼実とする推定を補強することができる。

なお書陵部蔵蔵谷森本のC 奥書については後述する。

(25) 国会図書館蔵本はC' 奥書に次いで、「イニ云/又云」と肩注して応安五年(一三七二)八月三日の何人かの奥書、「同」と肩注した応永卅三年(一四二二)五月の今川範政の奥書(「以_レ数多本_ニ合_ニ校合書写_ニ訖」とある)、同じく「同」と肩注した文明二年(一四七〇)六月中旬の「権大納言」(三条公教カ)の奥書があり(以上 a)彰考館蔵本も同じ)、その後本文で引用した独自の奥書がある。

久曾神氏は国会図書館蔵本の奥書を分析して「甲」の奥書(ABC' 奥書、稿者注、以下同じ)あるものを底本として書写し、更に異本にあった(乙)の奥書(応安五年、応永卅三年、文明二年奥書を附加した古写本があり、それを正保五年頃に書写し、伏見殿親王御真翰本を以て校合したのである。)(日本歌学大系解題)と解釈された。この点に関しては、久曾神氏の所謂(乙)奥書が、彰考館蔵金森本では(甲)奥書に続いて存するので、(乙)奥書はb 系統本である「伏見殿 親王之御真翰本」を校合する際に附加されたとも考えられるが、一方、家蔵一本には(乙)奥書は存しないので、一概に断定出来ず、結局(乙)奥書の性格は今一つ明らかではない。

しかしながら、多くの歌書を書写している今川範政が『和歌初学抄』も書写していること、また、その際、「数多本」を比べることが出来たという事実は、それらがどのような本であったか不明であるにせよ、室町期の『和歌初学抄』の書写状況をうかがわせる点で注目すべきであろう。

(26) 勿論こう考えるについては疑問もあり、国会図書館蔵本と校合書入を含めて全くと言ってよい程同一本文を有する彰考館蔵本に正保五年奥書が存しないことも不審の一つである。

(27) 卍山道白は『日本仏家人名辞書』(初版明36刊、増訂再版明44刊)『禅学大辞典』(昭53刊)等によれば、曹洞宗、加賀大乗寺の禅僧で、正徳五年(一七一五)八月十九日、山城鷹峰源光庵に寂している(仏家人名辞書は正徳四年寂とする)。寿八十。E 奥書は、鷹司信房の子「藤尼禅師」が邦高親王筆『和歌初学抄』を源光庵に寄附した際、卍山がその由来を書き付けたものである。

(28) 『親長卿記』の記述については、早く芳賀幸四郎氏『東山文化の研究』(昭20刊、二三五頁)に指摘があるが、次の如くである。

文明九年(一四七七)三月

一日 晴、参内、(中略)於_レ御前_ニ被_レ書_ニ写初学抄_一、(後略)

十三日 (前略)未_レ剋_レ参内、予書_ニ写初学抄_一被_レ加_ニ校合_一、書誤之所々於_レ御前_ニ可_レ直云々、(中略)初学抄少々書_ニ改之_一、朱点等明日可_レ沙汰_一之由申入、(後略)

十四日 (前略)予猶依_レ有_レ御要_ニ祇候_一、仰云、講尺神妙之由有_レ仰、次初学抄朱点等加_レ之、(後略)

十八日 (前略)先_ニ於御前_一、予書_ニ写初学抄_一、加_ニ奥書_一、(後略)

(29) 拙稿『陽明文庫藏『清輔袋双紙』考』(『和歌文学研究』50、昭60・4)追記。

(30) 『実隆公記』に以下の如く見える。

明応四年(一四九五)八月

十日 (前略)清輔袋草子、隠岐院御消息等自_ニ真光院_一被_レ借_ニ与_一、

「真光院」は仁和寺真光院尊海(久我通博息、天文十二年(一五四三)入滅、寿七十二)。六条藤家に縁の深い仁和寺と久我家があらわれるのは一応注目に値する。

文亀二年(一五〇二)十二月

五日 (前略)新大典侍局来臨、清輔袋草子本自_ニ御所_一被_レ返_ニ下_一之、(後略)

永正二年(一五〇五)九月

廿三日 (前略)理覚院来、袋草子端闕之分書加_レ被_レ持_ニ来_一之、為_レ悦々々々、(後略)

「理覚院」は寺門理覚院応猷(冷泉為広息)。

永正七年(一五〇〇)二月

十七日 (前略)抑袋草子自_ニ右京大夫許_一返_ニ送_一之、忿劇之中懇切之儀也、(後略)

「右京大夫」は細川高国。

大永六年(一五二六)十月

廿四日、甲戌、晴、能登使山臥、今朝下向、袋草子借遣、同紳・花散里聞書下遣了、(後略)
大永七年(一五二七)八月

五日、庚戌、雨風、自能州袋草子被返送之、千足到来、芳助自愛々々、(後略)

「能登」「能州」とは能登畠山義総(天文十四年へ一五四五)没、五五歳)である。

以上、井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 室町後期』も併せ参照した。

(31) 単なる臆測であるが、「執筆中臣」は春日若宮社社家中臣氏の何人かで、次の「執筆長坂」と共に、現行本の上巻は南都伝来本かもしれない。

(32) 川上・兼築信行氏「資料紹介 陽明文庫蔵『清輔袋双紙』——新出卷末部分翻刻——」(『和歌文学研究』54、昭62・4)参照。

(33) 分量的に言うると日本歌学大系本『袋草紙』上巻八八頁の中、最初の四頁分に過ぎない。また本文は現行の『袋草紙』と比較してみると、文章、字句に互いに相当の出入りがあり、まず異本関係にあると言つてよい。

(34) なお、『和歌愚僻抄』と同様に『袋草紙』の冒頭部分(『和歌愚僻抄』より二項目少なくとも「位署書様」の末尾近く、「但故人多以書之、如何」まで)を巻頭に据えた『和歌会作法』(珍書同好会本、大6油印、佐佐木信綱氏解題)なる一書もあることが、井上氏『中世歌壇史の研究 南北朝期』(七一―三頁)、『袋草紙注釈』下巻解題(第五章影響と研究史、島津忠夫氏執筆)、川平氏論文に指摘されている。『袋草紙』に関わる部分の本文は、現行の『袋草紙』とは異同が多く、『和歌愚僻抄』にかなりよく一致するところがある。

また、『袋草紙』の「人丸勘文」の部分のみを単行した写本が存する(お茶の水図書館竹相園文庫、市立刈谷図書館蔵)。これらは『和歌愚僻抄』『和歌会作法』の場合ほどではないが、やはり現行の『袋草紙』と本文の異同がある。

以上の書を単に『袋草紙』より抜き出したものと考えてよいか否かは、再考の余地があるかもしれない。ここでは、そのような書の内容を指摘するにとどめる。

(35) 文化庁蔵中山家旧蔵本(存卷上、重文)、天理図書館蔵定家筆本(存下巻余、天理図書館善本叢書『平安時代歌論集』所収)、尊経閣文庫蔵伝頭昭筆本(存下巻余)の三本である。稿者が直接披見したのは伝頭昭筆本のみである。該本は本文共紙表紙(二〇・九×一八・二糎)、枱型一帖、(鎌倉後期)写本で、奥書等伝来を示すものはないが、添付されている前田家より大経師七

左衛門なる者に与えた修理の「覚(控)」に「(前略)奥之明德——伝領——此分并白紙墨付有之所おとし可申候(中略)奥之墨取申候跡古すみ御座候間少あかみ残り申かしらけ申儀も可_レ有候と奉_レ存由申候(後略)」とあり、明德(一三九〇—四)の伝領識語を抹消したらしい(現在は痕跡すらない)。このような所為は、同様に、同文庫蔵『古今秘注抄(顕註密勘)』(存巻上)〔鎌倉中期〕写一帖にもなされており、伝領識語と覚しきものの抹消跡がある。

今となつては残念な所為と言わねばならない。

(36) この奥書は『日本歌学大系』解題の他、谷省吾・金土重順両氏編『賀茂別雷神社 三手文庫 今井似閑書籍奉納目録』(昭59刊)にも翻字されている。

(37) 拙稿「顕昭著作考(二)」(『斯道文庫論集』22、昭63・3)注(1)でふれたことがある。なお、本文は通行の『奥義抄』とは大異があり、大東急記念文庫蔵本に近似する。

(38) 田中穰氏蔵本については、文化庁監修『重要文化財』18(昭51刊)に書影が、川瀬一馬氏編『田中教忠蔵書目録』(昭57刊)に解説がある。南北朝頃の写で、為相筆と伝称されており、九条三位隆教本を以て書写校合した由の奥書があるという。

なお、尊経閣文庫蔵伝二条為遠筆金葉集に添えられた木下順庵の書状が、松田武夫氏『勅撰和歌集の研究』(昭19刊、三二二頁)及び平澤五郎氏『金葉和歌集の研究』(昭51刊、三四一頁)に紹介されている。それによると前田松雲公所持の金葉集と統詞花集の古写本を里村昌陸を介して風早実種卿に鑑定を依頼したところ、金葉集は二条為遠筆、統詞花集は冷泉為相筆と極められたという。あるいは田中本はこの本かも知れない。

〔付記〕

本稿冒頭で言及した佐々木孝浩氏の口頭発表は、その一部が本誌第五十三号(昭63・7)に「六条藤家から九条家へ——人曆影と大嘗会和歌——」として掲載された。